

## Q. 排出事業者として処理施設の確認は義務？

**A. 法律では努力義務ですが、自治体によっては義務に定めているところもあります。**

### ■全国の都道府県又は廃棄物処理法における政令市

(図は平成26年9月1日(株)ユニバース調べによる情報です)

**【広島県の義務】**  
・処理先の確認  
・記録の保管不要

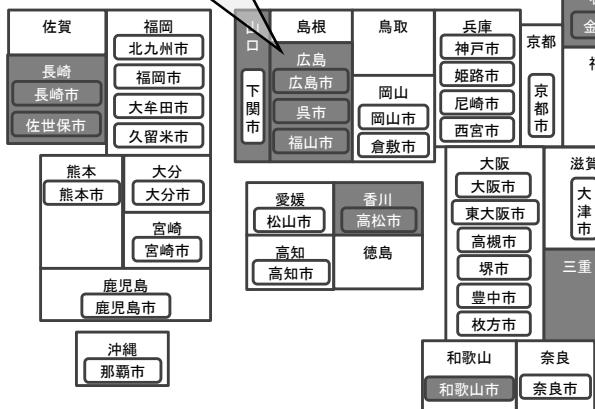
**【新潟県の義務】**  
・処理先の確認  
(電話での確認可)  
・記録の保管

北海道  
札幌市  
旭川市  
函館市

青森  
青森市  
秋田  
秋田市  
岩手  
盛岡市

山形  
宮城  
仙台市

委託先への施設確認について何らかの法律以上の規制を定めている行政区  
(定められている義務内容は自治体により異なります。)



**【静岡県の義務】**  
・直接確認  
・記録の保管

### ◇廃棄物処理法上は施設確認は努力義務

排出事業者の責任として、廃棄物処理法では処理を委託する場合の委託先に対する施設確認は努力義務として書かれています。つまり、確認するよう努めなければならないが、確認しなかったことに対して直接罰則を科すようなものではありません。

ただし、産業廃棄物については都道府県又は廃棄物処理法による政令市がその管轄となります。そのため条例の中で、地域内の処理業者へ処理を委託する排出事業者に対し、施設の確認を義務付けている自治体があります。また、確認方法も電話等でも良い自治体から、直接現地を確認し、記録を残すことまで義務付けている自治体もあります。

廃棄物処理法の遵守だけではなく、廃棄物処理の委託先が所属している自治体の条例についても注意が必要です。

**今回のポイント**

**自治体によっては現地確認が必要となるところもある！！**